

証券コード 7946

2023年6月12日

株 主 各 位

東京都文京区湯島二丁目16番16号

株 式 会 社 光 陽 社

代表取締役社長 犬 養 岬 太

## 第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.koyosha-inc.co.jp>  
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「開示情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「光陽社」または「コード」に当社証券コード「7946」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月26日（月曜日）の当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都文京区湯島三丁目6番1号  
全国家電会館 1階会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項  
報告事項
1. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。また、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査を行った連結計算書類及び計算書類には、当該書面に記載の各書類のほか、当該「連結注記表」及び「個別注記表」を含んでおります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化する中、感染症対策の各種行動制限が段階的に緩和されたことにより、経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られました。一方、不安定な国際情勢、為替市場の急激な変動等により、依然として先行きは不透明な状況となっております。

印刷業界におきましては、原材料価格の高騰の影響、ペーパーレス化への移行による印刷物の需要の減少等で、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況の中、当社グループは、CO<sub>2</sub>排出量をカーボンオフセットすることができる「カーボンニュートラルプリント」、「カーボンゼロプリント」等、環境配慮型印刷の提供を開始し、当社の印刷物は、十分な付加価値を保持しました。また、引き続き、お客様のニーズに応えるべく、営業力・提案力の強化を図り、新規顧客の開拓と既存顧客の深耕に注力するとともに、生産効率の向上、更なる内製化の推進により、売上の拡大、収益性の改善に取り組んでまいりました。

以上のとおり、経営全般にわたる諸施策の展開に努めた結果、当連結会計年度における売上高は43億1百万円（前期比6.0%増収）となりました。その内訳は製品制作売上高7億13百万円（前期比8.8%減収）、印刷売上高35億55百万円（前期比9.7%増収）、商品売上高31百万円（前期比9.5%減収）となりました。損益面においては、

営業利益27百万円（前期は営業損失57百万円）、  
経常利益89百万円（前期は経常利益17百万円）、  
親会社株主に帰属する当期純利益58百万円（前期  
は親会社株主に帰属する当期純利益33百万円）と  
なりました。

なお、期末配当につきましては、当連結会計年  
度の業績等を総合的に勘案した結果、誠に遺憾な  
がら、実施を見送らせていただきたいと存じま  
す。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額24百  
万円となりました。主なものは、生産設備であり  
ます。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事  
業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権  
等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第72期 (2019年度)	第73期 (2020年度)	第74期 (2021年度)	第75期 (当連結会計年度 (2022年度))
売上高(千円)	4,302,024	3,830,617	4,058,781	4,301,032
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	9,800	△77,437	17,256	89,879
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	36,221	△112,232	33,798	58,363
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	32円46銭	△100円59銭	30円66銭	85円28銭
総資産(千円)	4,068,192	4,198,816	4,072,747	3,586,960
純資産(千円)	2,338,216	2,225,587	1,757,110	1,815,559
1株当たり純資産	2,095円56銭	1,994円84銭	2,567円55銭	2,652円89銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第72期 (2019年度)	第73期 (2020年度)	第74期 (2021年度)	第75期 (当事業年度 (2022年度))
売上高(千円)	4,296,352	3,725,457	3,907,308	4,133,218
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	64,294	△83,542	12,536	63,427
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	91,000	△117,977	31,389	1,600
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	81円55銭	△105円74銭	28円48銭	2円34銭
総資産(千円)	4,122,078	4,236,464	4,108,423	3,559,458
純資産(千円)	2,392,995	2,274,621	1,803,839	1,805,423
1株当たり純資産	2,144円66銭	2,038円79銭	2,635円68銭	2,638円08銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 記載金額(1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を除く)は、単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	事業内容
株式会社ニコモ	25,000千円	100%	絵本の印刷、製本、配送
株式会社ノコム	25,000千円	100%	印刷物の製造、販売

(注) 上記2社は、当社の特定子会社であります。

### (4) 対処すべき課題

国内において、新型コロナウイルス感染症についての感染症法上の分類が引き下げられたことにより、景気の回復が期待される一方、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰、不安定な国際情勢等により、先行き不透明な経済状況が続くものと思われま

す。印刷業界においては、従前からの電子メディアの多様化による印刷物の需要の減少、受注価格の下落、原材料価格の高騰の影響等、厳しい経営環境が続くことが想定されます。

このような状況において、引き続き、当社が長年培ってまいりました経験・知見を生かし、時代のニーズに即した新たな視点での営業提案により、新規顧客の開拓と既存顧客の深耕に注力いたします。更に、印刷ワンストップ体制を活かした営業やプリントマネジメントの提案を通じ、お客様のニーズ・課題を解決し、より大きな付加価値をお客様にご提供することにより売上の確保・拡大を目指してまいります。カーボンオフセット（カーボンニュートラルプリント、カーボンゼロプリント）関連の販路も拡大してまいります。

また、生産技術及び生産効率の向上によるコストダウンを更に推進し、構造的な収益性をより一層高めてまいります。

更に、2023年4月より、サステナビリティ事業を開始いたしました。この事業の取り組みが軌道に乗

り、業績に対して大きく効果が出るのは2024年度以降と考えておりますが、徐々に販路を拡大してまいります。

**(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）**

当社グループは、印刷関連事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都文京区湯島二丁目16番16号
東 京 事 業 所	東京都文京区湯島二丁目21番2号
関 西 事 業 所	大阪市西区立売堀四丁目5番21号
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中区栄二丁目11番7号
ダブル・クロック大阪	大阪市西区立売堀四丁目5番21号
飯能プリンティングセンターBASE (K-CAP本部) (プリンティングセンター)	埼玉県飯能市茜台二丁目1番2号

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
187名	2名減

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託）30名は含んでおりません。

②当社の従業員数

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
172名	—

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託）29名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	431百万円
株式会社商工組合中央金庫	54百万円
株式会社三井住友銀行	27百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2023年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 5,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,400,100株

(3) 株主数 609名

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
学 校 法 人 日 吉 台 学 園	200,000株	29.22%
犬 養 岬 太	144,600株	21.13%
新日本カレンダー株式会社	50,000株	7.31%
株 式 会 社 片 山	49,500株	7.23%
株 式 会 社 石 川 商 会	17,500株	2.56%
富士フイルムコーポラルティックスシステムズ株式会社	14,190株	2.07%
八 木 浩 志	11,500株	1.68%
片 山 英 彦	10,500株	1.53%
杉 山 貴 一 郎	10,000株	1.46%
株 式 会 社 研 文 社	8,900株	1.30%

- (注) 1. 当社は、自己株式を715,730株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を四捨五入しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状 況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	犬 養 岬 太	
取 締 役	八 木 浩 志	西日本営業本部長
取 締 役	杉 山 貴一郎	東日本営業本部長
取 締 役	栗 田 真治郎	経営統括室長
取 締 役	宮 崎 安 弘	新日本カレンダー株式会社 代表取締役社長 大阪ベビィ動物看護専門学校 理事長
常 勤 監 査 役	西 田 道 夫	
監 査 役	中 谷 秀 孝	中谷公認会計士事務所代表
監 査 役	岩 本 文 男	弁護士法人淀屋橋・山上合 同所属弁護士

- (注) 1. 取締役宮崎安弘氏は、社外取締役であります。なお、当社は、宮崎安弘氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。
2. 監査役中谷秀孝氏及び監査役岩本文男氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。
3. 監査役中谷秀孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役宮崎安弘氏並びに社外監査役中谷秀孝氏及び岩本文男氏との間において、会社法第427条第1項並びに当社定款第27条第2項及び第34条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役及び監査役の最低責任限度額としております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬	株 式 報 酬 費 用	
取 締 役 (うち社外取締役)	46 (2)	37 (2)	—	9	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	10 (4)	10 (4)	—	—	3 (2)
合 計	57	48	—	9	8

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1987年6月23日開催の第39回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名です。2014年6月27日開催の第66回定時株主総会において、上記報酬限度額のうち、月額1百万円以内を社外取締役の報酬限度額とする決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、1987年6月23日開催の第39回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
4. 取締役の支給額には、譲渡制限付株式報酬制度の導入による当事業年度における株式報酬費用9百万円（社外取締役を除く取締役4名分）が含まれております。譲渡制限付株式報酬は、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して年額1億20百万円以内を限度として、5年から10年分に相当する金額を一括して支払うものとする決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。
5. 上記のほか、兼務する連結子会社にて、取締役1名に対して12百万円が支給されております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

- 取締役宮崎安弘氏は、新日本カレンダー株式会社の代表取締役社長及び大阪ペピイ動物看護専門学校理事長を兼務しております。新日本カレンダー株式会社と当社との間には取引がありますが、同社及び当社それぞれの2022年度において、年間売上高の2%未満であります。同社は

当社の株主であり、2023年3月31日現在の持株比率は、7.31%であります。なお、大阪ペイ動物看護専門学校と当社には2022年度において取引その他の関係はありません。

- ・ 監査役中谷秀孝氏は、中谷公認会計士事務所の代表を兼務しております。当社と同事務所には取引その他の関係はありません。
- ・ 監査役岩本文男氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属しております。当社と当該兼職先には取引その他の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

### イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（8回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 宮崎安弘	15	88.2	—	—
監査役 中谷秀孝	17	100	8	100
監査役 岩本文男	16	94.1	8	100

### ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況、社外取締役及び社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・ 取締役宮崎安弘氏は、長年にわたるカレンダー事業に携わった経験による印刷関連の豊富な知識を持ち、新日本カレンダー株式会社の代表取締役社長としての実績と優れた見識により取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・ 監査役中谷秀孝氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。
- ・ 監査役岩本文男氏は、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思

決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

アーク有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人報酬額に同意した理由

監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認したうえで、当事業年度の監査計画の監査時間・人員配置などの内容の妥当性を検証し、監査報酬額・単価等について他社に関する情報等との比較検討も行った結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

### (1) 内部統制システムの基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2019年6月21日開催の取締役会において見直しを行い、次のとおり決議しております。

①当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、取締役及び使用人が法令・社是・社内規則及び社会的規範等を遵守した行動をとるための規則として、法令遵守行動基準を定め、整備する。また、当社の社長直轄の内部監査室により、当社グループとしてのコンプライアンスをはじめとする内部統制のモニタリング体制を確保し、その結果を取締役に報告することにより内部統制推進の円滑化を図る。

当社及び当社子会社は、反社会的勢力及び団体に毅然と対応し、関係機関等と緊密な連携をとり、反社会的行為にかかわらないよう、社会的常識と正義感を持ち、常に良識ある行動をとる。

②当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社子会社は、取締役会、経営会議の議事録・稟議書・契約書等の作成、整理・保存・管理を定めた文書管理規程に基づき各文書を管理する。

③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、経営に重大な影響を与えるリスクを発見した場合に備え、総合的に認識及び評価するため、リスク管理規程を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。

④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社及び当社子会社は、効率的な経営を目指し、以下の2つの取組みを行うものとする。

イ. 方針管理をベースとし、全社及び各部門について、月次単位での実績の分析及び対策の立案・実行を徹底する。

ロ. IT環境の活用により、全社員に方針を徹底し、問題意識の共有化と目標達成に向けての一体感の醸成を図る。

具体的には、期初に全社方針及び全社予算を定め、社内イントラに開示し、全社員に全社目標を徹底する。また、各部門の方針及び実績についても社内イントラに月次掲載することにより、問題意識の共有化と目標達成に向けての一体感の醸成を図る。取締役会では、当社及び当社子会社の実績分析や関連情報をより一層充実することにより、問題点の把握と対策内容を月次単位で明確にする。迅速な意思決定を図るために、取締役会の他に経営会議を

開催し、社長と当社の各本部長・当社子会社の取締役とのタイムリーな情報交換を行う。

⑤当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、当社の監査役の当該使用人に対する実効性の確保に関する事項

当社は監査役会の事務局を業務本部とし、その補助業務を行う。必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフとして使用人を置くこととする。また、その人事及び処遇については、取締役と監査役が話し合うものとする。

取締役と監査役からの使用人に対する指揮命令が相反する場合は、監査役からの指揮命令を優先する。

⑥当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。また、監査役は取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または、使用人にその説明を求める。説明を求められた取締役及び使用人は、速やかに報告を行う。

監査役に報告をした者に対して、当該報告を行ったことを理由として解雇その他のいかなる不利な取扱いも行わないものとする。

⑦当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、会計監査人であるアーク有限責任監査法人から、会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図り、必要に応じて内部監査室との連携も図る。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出をした費用等に対する償還の請求をしたときは、当該費用または債務を速やかに処理するものとする。

## (2) 内部統制システムの運用状況

当連結会計年度における内部統制システムの主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①コンプライアンスに対する取り組み状況

当社及び当社子会社は、公益通報者保護法に基づいた「内部通報制度規程」を制定し、通報者が不利益を被ることがないように担保し、内部通報に係る適切な体制を整備しております。内部通報の専門窓口は管理部門を管掌する取締役が担っておりますが、経営陣から独立したものとして、顧問弁護士が担当する外部窓口も設けております。通報内容・調査結果及び対応内容については、通報者に不利益が生じないように配慮したうえで、適宜取締役会に報告を行っております。

### ②情報の保存及び管理に対する取り組み状況

当社及び当社子会社は、株主総会、取締役会議事録等の重要文書について、法令並びに文書管理規程に基づき適切に管理しております。

### ③損失の危険の管理に対する取り組み状況

当社及び当社子会社は、経営に重大な影響を与えらると思われる情報・事案について、随時、当社経営会議等において報告、検討のうえ、必要に応じて当社取締役会による審議、決議を経て、適切な対応を行っております。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組み状況

イ. 当社取締役会を定時17回開催しております。

ロ. 当社経営会議は原則として1ヵ月に2回開催とし、当事業年度は22回開催しております。

ハ. 当社職務権限規程により、取締役に委譲された権限の行使にあたっては、稟議決済により行っております。

ニ. 全社方針及び全社予算については、社内イントラにより全社員に徹底を行っております。また、各部門の方針及び実績についても、社内イントラに月次掲載し、問題意識の共有化を図るとともに、目標達成に向けての一体感を醸成しております。

### ⑤監査役監査の実効性の確保

当社の監査役は、取締役会への出席の他、監査役会を開催し（当事業年度は8回）、適宜社長及び社外取締役との意見交換を行い、また会計監査人との定期的な情報交換を行うことにより、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びにその運用状況を確認しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,441,861</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,153,565</b>
現金及び預金	1,272,931	支払手形及び買掛金	701,303
受取手形	85,734	1年内返済予定の長期借入金	271,488
電子記録債権	150,756	未払金	30,481
売掛金	729,044	未払法人税等	12,713
商 品	6,806	契 約 負 債	13,967
仕 掛 品	78,011	賞 与 引 当 金	52,699
原材料及び貯蔵品	56,811	そ の 他	70,912
そ の 他	62,091	<b>固 定 負 債</b>	<b>617,834</b>
貸倒引当金	△325	長期借入金	242,511
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,145,098</b>	退職給付に係る負債	375,323
<b>有形固定資産</b>	<b>938,732</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,771,400</b>
建物及び構築物	500,555	<b>純 資 産 の 部</b>	
機械装置及び運搬具	206,899	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,815,241</b>
土 地	209,412	資 本 金	100,000
そ の 他	21,864	資 本 剰 余 金	2,105,129
<b>無形固定資産</b>	<b>40,720</b>	利 益 剰 余 金	533,960
そ の 他	40,720	自 己 株 式	△923,847
投資その他の資産	165,645	その他の包括利益累計額	317
投資有価証券	2,430	その他有価証券評価差額金	317
繰延税金資産	40,919	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,815,559</b>
そ の 他	123,417	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>3,586,960</b>
貸倒引当金	△1,121		
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,586,960</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,301,032
売上原価		3,426,071
売上総利益		874,960
販売費及び一般管理費		847,268
営業利益		27,691
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	22	
補助金収入	4,498	
作業くず売却益	29,374	
雇用調整助成金	22,335	
その他	13,105	69,371
営業外費用		
支払利息	2,684	
支払補償費	4,479	
その他	19	7,183
経常利益		89,879
特別損失		
減損損失	5,217	
固定資産除却損	0	5,217
税金等調整前当期純利益		84,662
法人税、住民税及び事業税	13,788	
過年度法人税等	8,140	
法人税等調整額	4,369	26,299
当期純利益		58,363
親会社株主に帰属する当期純利益		58,363

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当 期 首 残 高	100,000	2,105,129	475,597	△923,818
当 期 変 動 額				
親会社株主に 帰属する当期純利益			58,363	
自己株式の取得				△28
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	58,363	△28
当 期 末 残 高	100,000	2,105,129	533,960	△923,847

	株 主 資 本	その他の包括利益累計額		純 資 産 計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1,756,907	305	305	1,757,212
当 期 変 動 額				
親会社株主に 帰属する当期純利益	58,363			58,363
自己株式の取得	△28			△28
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		12	12	12
当 期 変 動 額 合 計	58,334	12	12	58,347
当 期 末 残 高	1,815,241	317	317	1,815,559

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>2,352,154</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,137,773</b>
現金及び預金	1,123,236	支払手形	397,733
受取手形	79,961	買掛金	302,204
電子記録債権	148,815	1年内返済予定の長期借入金	271,488
売掛金	766,823	未払金	29,207
商品	6,806	未払費用	27,987
仕掛品	78,011	未払法人税等	7,447
原材料	41,383	未払消費税等	29,326
貯蔵品	15,427	預り金	10,929
前払費用	42,608	契約負債	11,259
立替金	13,670	賞与引当金	49,799
その他	35,752	その他	390
貸倒引当金	△343	<b>固定負債</b>	<b>616,260</b>
<b>固定資産</b>	<b>1,207,303</b>	長期借入金	242,511
<b>有形固定資産</b>	<b>938,283</b>	退職給付引当金	373,749
建物	500,028	<b>負債合計</b>	<b>1,754,034</b>
構築物	526	<b>純資産の部</b>	
機械及び装置	206,899	<b>株主資本</b>	<b>1,805,106</b>
車両運搬具	0	資本金	100,000
工具、器具及び備品	21,415	資本剰余金	2,105,129
土地	209,412	資本準備金	100,000
<b>無形固定資産</b>	<b>40,580</b>	その他資本剰余金	2,005,129
商標権	770	<b>利益剰余金</b>	<b>523,824</b>
ソフトウェア	2,286	その他利益剰余金	523,824
ソフトウェア仮勘定	35,871	繰越利益剰余金	523,824
電話加入権	1,652	<b>自己株式</b>	<b>△923,847</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>228,439</b>	評価・換算差額等	317
投資有価証券	2,430	その他有価証券評価差額金	317
関係会社株式	50,000	<b>純資産合計</b>	<b>1,805,423</b>
出資金	10		
関係会社長期貸付金	50,000		
長期前払費用	38,603		
破産更生債権等	1,121		
差入保証金	9,951		
保険積立金	72,060		
繰延税金資産	40,919		
その他	0		
貸倒引当金	△36,657		
<b>資産合計</b>	<b>3,559,458</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>3,559,458</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,133,218
売 上 原 価		3,419,662
売 上 総 利 益		713,555
販売費及び一般管理費		710,308
営 業 利 益		3,247
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	301	
受 取 配 当 金	22	
業 務 委 託 料	20,214	
貸 貸 収 入	4,225	
補 助 金 収 入	4,498	
作 業 く ず 売 却 益	29,374	
雇 用 調 整 助 成 金	22,335	
そ の 他	8,880	89,852
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,684	
支 払 補 償 費	4,227	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	22,740	
そ の 他	19	29,671
経 常 利 益		63,427
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	49,999	
固定資産除却損	0	50,000
税引前当期純利益		13,427
法人税、住民税及び事業税	7,457	
法人税等調整額	4,369	11,826
当 期 純 利 益		1,600

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	100,000	2,005,129	2,105,129
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	100,000	100,000	2,005,129	2,105,129

	株 主 資 本	
	利 益 剰 余 金	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計
	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	522,223	522,223
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益	1,600	1,600
自己株式の取得		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		
当 期 変 動 額 合 計	1,600	1,600
当 期 末 残 高	523,824	523,824

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△923,818	1,803,533	305	305	1,803,839
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		1,600			1,600
自 己 株 式 の 取 得	△28	△28			△28
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )			12	12	12
当 期 変 動 額 合 計	△28	1,572	12	12	1,584
当 期 末 残 高	△923,847	1,805,106	317	317	1,805,423

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社光陽社  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三 島 徳 朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 澁 谷 徳 一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社光陽社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社光陽社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任  
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社光陽社  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 三 島 徳 朗  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 澁 谷 徳 一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光陽社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、

連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社 光陽社 監査役会

常勤監査役 西 田 道 夫

社外監査役 中 谷 秀 孝

社外監査役 岩 本 文 男

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いぬ かい こう た 犬 養 岬 太 (重 任) (1981年11月25日)	2004年4月 大和証券株式会社入社 2007年8月 株式会社u g o入社 2013年4月 当社顧問 2013年6月 当社代表取締役社長 (現任)	144,694株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 犬養岬太氏は、前職にて豊富な知識・経験・人脈を持ち、また印刷関連事業での会社の設立に携わるなどの経営全般に関する幅広い経験を有しており、当社の経営全般を委ねる人材として適切だと判断いたしました。</p>			
2	や ぎ ひろ し 八 木 浩 志 (重 任) (1965年10月14日)	1988年4月 当社入社 2004年4月 当社関西事業所神戸営業部長 2008年4月 当社関西事業本部長 2009年4月 当社営業本部長 2009年6月 当社取締役営業本部長 2013年6月 当社西日本営業本部長 2015年6月 当社取締役西日本営業本部長 (現任)	11,530株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 八木浩志氏は、入社以来関西での営業に携わっており、2008年4月より当社関西事業本部長を歴任するなど、現場感覚を持ち合わせた営業部門のトップとして、当社の西日本エリアの営業を統括する機能を委ねる人材として適切だと判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	すぎやま きいちろう 杉山貴一郎 (重 任) (1965年7月30日)	1988年4月 当社入社 2002年10月 当社東京事業所第2営業部長 2008年4月 当社東京事業本部第2営業部長 2009年4月 当社営業副本部長 2009年6月 当社取締役営業副本部長 2013年6月 当社東日本営業本部長 2015年6月 当社取締役東日本営業本部長(現任)	10,061株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 杉山貴一郎氏は、入社以来東京での営業に携わっており、2008年4月より当社東京事業本部第2営業部長を歴任するなど、現場感覚を持ち合わせた営業部門のトップとして、当社の東日本エリアの営業を統括する機能を委ねる人材として適切だと判断いたしました。</p>			
4	みや ぎき やす ひろ 宮崎安弘 (重 任) (1957年11月23日)	1980年4月 大日本印刷株式会社入社 1985年6月 新日本カレンダー株式会社入社 1988年3月 同社取締役 1990年3月 同社取締役副社長 2001年3月 同社代表取締役社長(現任) 2002年3月 大阪ペピイ動物看護専門学校理事長(現任) 2014年6月 当社社外取締役(現任)	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 宮崎安弘氏は、新日本カレンダー株式会社の代表取締役としての実績、見識が高く評価されていることから、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断いたしました。同氏が選任された場合は、今後も、豊富な知識、経験や高い見識等を活かして、当社経営に独立した立場から、経営への助言をいただく予定です。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者の指名にあたっては、取締役会で定める方針及び人選基準に基づき行っております。
2. 2015年度より、事業拡大における意思決定の一層の迅速化を図ることを狙いとして、取締役会は機能別(営業、経営統括、業務)に取締役を配置しております。従って、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスは、各機能別に必要な知識・経験・能力を備えた人材を擁することにより、最適なものになっております。
3. 宮崎安弘氏は、社外取締役候補者であります。なお、社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。

4. 当社は、宮崎安弘氏との間において、会社法第427条第1項並びに当社定款第27条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役の最低責任限度額としております。本議案が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
5. 宮崎安弘氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。
6. 宮崎安弘氏は、新日本カレンダー株式会社の代表取締役社長及び大阪ペイ動物看護専門学校理事長を兼務しております。新日本カレンダー株式会社と当社との間には取引がありますが、同社及び当社それぞれの2022年度において、年間売上高の2%未満であり、同氏は、十分独立性を有していると判断しております。
7. その他の候補者と当社には、特別の利害関係はありません。
8. 取締役候補者の所有する当社株式の数には、光陽社役員持株会の持株数が含まれております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、岩本文男氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
い わ も と ふ み お 岩 本 文 男 (重 任) (1979年3月12日)	2006年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）	一 株
	2017年4月 近畿大学法科大学院 准教授	
	2019年6月 当社社外監査役（現任）	
<b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 岩本文男氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士の資格を有しており、会社法、コーポレートガバナンス等企業法務に関する豊富な知見と経験により、客観的立場から当社の経営に対する監視や有益なご指摘をいただけるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者の指名にあたっては、取締役会で定める指名方針及び選任基準に基づき行っております。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 岩本文男氏は、社外監査役候補者であります。なお、社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、岩本文男氏との間において、会社法第427条第1項並びに当社定款第34条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める監査役の最低責任限度額としております。本議案が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
5. 当社は、岩本文男氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。
6. 岩本文男氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属しております。当社と当該兼職先には取引その他の関係はありません。

以上

